

千葉市民会館・千葉市文化センターの管理に関する令和6年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市文化振興財団（以下「乙」という。）とは、令和3年2月5日付けで締結した千葉市民会館・千葉市文化センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第48条第3項、第49条及び第71条第3項の規定に基づき、千葉市民会館及び千葉市文化センターの管理に関する令和6年度の協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定書第48条第3項の令和6年度の指定管理料は、357,536,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定書第49条の月次指定管理料は、次表のとおりとする。

月	金額
令和6年4月	29,794,674円
令和6年5月～令和7年3月	29,794,666円

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定書第71条第3項の利益の還元の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）剰余金の額の算定及び剰余金に係る報告書の提出期限 令和7年6月末日
- （2）還元の方法 甲の発行する納入通知書により令和7年7月末日までに甲に納付

2 基本協定書第71条第1項の剰余金と同項の総収入の10パーセント以下の場合の利益の還元の方法及び期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）剰余金の額の算定、剰余金及び利益の還元の具体的な方法に係る報告書の提出期限 令和7年6月末日
- （2）還元の期限 令和8年3月末日

（疑義等の決定）

第4条 この協定及び基本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一



乙 千葉市中央区中央2丁目5番1号

公益財団法人千葉市文化振興財団

理事長 曾我 辺 穰

